

## 施設基準（R7.5.1 現在）

### 歯科

#### <基本診療料>

##### 地域歯科診療支援病院歯科初診料

- ・院内感染の研修を修了した歯科医師 1 名以上、看護職員 2 名以上、歯科衛生士 1 名以上を配置しています
- ・院内感染防止対策を行う体制が整備されています

##### 歯科外来診療医療安全対策加算 2

- ・適切な院内感染対策指針を推進し、安全な医療の提供に資することを目的として、院内感染対策委員会とその専門部会（院内感染対策チーム：ICT）を設置しています。
- ・緊急時は専用の内線番号に連絡することにより、緊急対応システムが起動し、医療者が歯科外来に参集する体制が整備されています。

##### 歯科外来診療感染対策加算 3

- ・院内感染の研修を修了した歯科医師 1 名以上、看護職員 2 名以上、歯科衛生士 1 名以上を配置しています
- ・院内感染対策を行う体制が整備されています。

#### <特掲診療料>

##### 歯科治療時医療管理料

- ・歯科医師、看護職員、歯科衛生士を配置しています
- ・緊急時に円滑な対応が出来るよう、別の医療機関との連携体制を確保しています。

##### 有床義歯咀嚼機能検査 1

- ・歯科補綴治療に係る専門の知識及び 3 年以上の経験を有する歯科医師を配置しています
- ・歯科用下顎運動測定器（非接触型）及び咀嚼能率測定用のグルコース分析装置を備えています

##### 精密触覚機能検査

- ・当該検査に係る研修を受けた歯科医師を配置しており、Semmes-Weinstein monofilament set を備えています

##### 歯科口腔リハビリテーション料 2

- ・歯科について 5 年以上の経験及び当該療養に係る 3 年以上の経験を有する歯科医師を配置しています
- ・当該療養に係る磁気共鳴コンピュータ断層撮影機器を設置しています

##### 口腔粘膜処置

- ・当該レーザー治療に係る専門の知識及び 3 年以上の経験を有する歯科医師を配置しています
- ・口腔内の軟組織の切開、止血、凝固及び蒸散を行うことが可能なレーザー機器を備えています

##### 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則 5 及び 6（歯科点数表第 2 章第 9 部の通則 4 を含む。）に掲げる手術

- ・緊急事態に対応するための体制その他当該療養を行うにつき必要な体制を整備しています

## 手術時歯根面レーザー応用加算

---

- ・歯肉剥離掻爬手術において、レーザー照射により対象歯の歯石除去を行うことが可能なレーザー機器を備えています

## 広範囲顎骨支持型装置埋入手術

---

- ・当該手術に必要な検査機器を設置しています

## レーザー機器加算

---

- ・当該レーザー治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師を配置しています
- ・口腔内の軟組織の切開、止血、凝固及び蒸散を行うことが可能なレーザー機器を備えています

## クラウン・ブリッジ維持管理料

---

- ・歯冠補綴物又はブリッジを製作し、当該補綴物を装着した患者に対して、当該維持管理の内容に係る情報を文書により提供しています

## う蝕歯無痛的高洞形成加算

---

- ・当該レーザー治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師を配置しています
- ・無痛的に充填のためのう蝕の除去及び高洞形成が可能なレーザー機器を備えています

## 歯科技工士連携加算 1

---

- ・歯科技工士を配置しています

## 歯科技工加算

---

- ・患者の求めに応じて、迅速に有床義歯を修理する体制が整っています。

## 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 I

---